

羽曳野市立中学校
自動販売機設置事業者募集要項及び選定基準

(目的)

第1条 この要項は、羽曳野市立中学校へ自動販売機を設置する事業者の募集を行うとともに、応募のあった事業者から設置を行う事業者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

(応募資格等)

第2条 応募資格は次の各号に記載する要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又はこの公募開始日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法（平成14年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

(2) 法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税金を滞納していないこと。

(3) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 羽曳野市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 羽曳野市が実施する競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が羽曳野市との契約を締結すること又は羽曳野市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により羽曳野市が実施する監督又は検査に当たり職員の執行を妨げた者。

オ 正当な理由なく羽曳野市との契約を履行しなかった者。

カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(4) 羽曳野市暴力団排除条例第2条第2項から第3項の規定に該当する者でないこと。

また、これらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(審査委員会)

第3条 受託者の選定を厳正かつ公平に行うため、審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 提案書の評価・審査及び設置事業者の決定
 - (2) その他必要な事項
- 2 委員会は、学校教育部長、学校教育部理事、学校教育課長、当該学校の学校長の代表者2名をもって構成する。
 - 3 委員会に委員長を置き、委員のうち学校教育部長をもってこれに充てる。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
 - 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(応募日程)

第4条 下記の日程により、自動販売機設置の事業者募集を実施するものとする。

内 容	期 日 等
募集要項（掲載）公表	令和7年1月6日（月）
質疑受付期間	令和7年1月6日（月）9時～令和7年1月10日（金）17時
質問に対する回答	令和7年1月15日（水）
参加申込書受付期間	令和7年1月6日（月）9時～令和7年1月17日（金）17時
参加資格審査結果通知日	審査終了後、令和7年1月24日（金）までに随時通知
提案書提出期間	令和7年1月24日（金）9時～令和7年1月31日（金）17時
プレゼンテーション等審査 （選定委員会）	令和7年2月上旬
結果通知	令和7年2月上旬

※参加数の状況等により、上記日程表に掲載の期日が変更となる場合がある。

(応募方法)

第5条 応募書類は別添の参加申込書（様式1）によるものとし、提出方法は電子メールによる。なお、原本は提案書提出時に併せて提出すること。

2 提出先 電子メール送付先 kyouikuseisaku@city.habikino.lg.jp

提出期限 令和7年1月17日（金）17時まで

※メール送付後は、必ず第11条に定める事務局まで連絡すること。

3 提出後に、事務局よりプレゼンテーション等参加実施日時の連絡を行う。

4 提出された参加申込書等を基に参加資格の確認及び審査を行い、令和7年1月24日（金）までに審査結果について、随時参加者全員へ電子メールで通知する。なお、通知日の翌日（土日祝を除く）17時までに書面（様式不問）を持参にて提出した場合、審査についての説明を求めることができる。

(質疑・回答)

第6条 募集要項等の内容に関する質問は、別添の質問書（様式4）に必要事項を記載のうえ、電子メールで送付すること（送付先は第5条提出先と同様）、また送付後は、必ず提出先に電話で到着確認を行うこと（連絡先は第11条事務局と同様）。

2 質問書の提出期間は、令和7年1月6日（月）9時～1月10日（金）17時までとする。

3 すべての質疑及び回答を、参加申込書を提出した者全員に電子メールにて送付する。ただし、質疑を行った事業者名は開示しない。質疑及び回答は、本要項等の補足又は修正として取り扱う。

4 回答期日は、令和7年1月15日（水）とする。

(提案書等の提出)

第7条 参加申込書を提出した事業者は、令和7年1月24日（金）9時から1月31日（金）17時までに、提案書等の必要書類を提出すること。

2 提出物は、原本1部、写し5部を提出指定部数とする。なお、原本には、様式1、様式2及び様式3の原本書類を添付すること。

※写しは、社名やこれを推認できる箇所を非表示にしておくこと。

※提出後は、提案書類の内容を変更すること（軽微な修正を除く）はできない。

※教育委員会が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合がある。

※提出された書類は一切返却しない。

(設置事業者の選定)

第8条 委員会は、提案書を審査し、設置事業者を選定する。

2 本プロポーザルに対して提案書の提出を行った者が1者であった場合でも、選定委員会による審査等を実施する。なお、提案者の合計得点が、各委員の持ち点の合計得点の50%を下回った場合は、本プロポーザルは不調扱いとする。

3 提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査（以下「プレゼンテーション等審査」）を実施する。

プレゼンテーションは30分以内、ヒアリングは15分程度とする。プロジェクター等

を用いる場合は、事前に連絡すること。また、使用するパソコンやプロジェクターは提案者が持参すること。なお、スクリーンは市教育委員会事務局が用意する予定。出席者は3人以内とする。

プレゼンテーション等審査は、令和7年2月上旬を予定している。なお、実施日時等は市教育委員会事務局が指定し、提案者の要望は原則受け付けない。また、参加者数に応じて、日程調整を行う場合がある。

4 審査の評価項目は次の各号に掲げるものとする。

(1) 商品ごとの販売価格

(2) 商品の種類

※商品の説明や保存料・着色料等の添加物の有無、種類、成分説明を要する。

(3) 故障等が発生した場合に処理までに要する時間

(4) 苦情があった際の対応

(5) 容器の回収、商品及びつり銭の補充、機器点検の頻度

(6) 販売機のデザイン性

(7) 地球環境への配慮について

(8) 災害救援ベンダー

(9) 設置事業者のセールスポイントについて

(10) 販売本数が低迷した場合の対応

※5年間継続して設置することができる提案内容

5 本件は、1者につき1つの提案とする。加えて、選定結果については、何人も異議を申し立てることは認めません。なお、提案者が1者の場合も委員会による審査等を実施するものとする。

(設置に係る手続)

第9条 候補者となったか否かの通知は、プレゼンテーション等審査の参加者全員に対し、電子メールにて送付するものとする。また、通知は、令和7年2月上旬を予定している。

2 審査の参加者の点数及び順位について、開示の請求があった場合には、他の事業者名が特定できない形での開示とする。

3 選定された設置事業者は、教育財産使用許可申請書類を第11条に定める事務局に提出すること。許可の期間は当該年度の3月31日までとする。

(設置条件)

第10条 自動販売機の設置及び運用等については、別添の仕様書に即して行うものとする。

なお、提案書は仕様書の補足又は修正として扱うものとする。

2 自動販売機の電気使用量は学校立ち合いのうえ、測定し、写真を添付のうえ、報告すること。

(事務局等)

第11条 このことに関する事務局及び委員会の庶務は、羽曳野市教育委員会事務局学校教育部教育政策課（Tel:072-958-1111 内線4131、4133）において担当する。

(情報公開)

第 12 条 羽曳野市立中学校自動販売機設置事業者募集に係る個人情報保護及び情報公開については、個人情報の保護に関する法律、羽曳野市情報公開条例等の関係法令の趣旨に則り、適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第 13 条 プロポーザルへの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。また、プロポーザルが中止となった場合においても、参加者はプロポーザルへの参加に要した経費を市に請求することはできない。

- 2 書類の取扱いについては、提出された書類は返却しない。また、受付期間終了後における書類の変更や追加は認めない。ただし、市から指示があったときはこの限りではない。
- 3 この要項に定めのない事項及び本業務に必要な事項等が生じた場合は、速やかに協議することとする。

(委任)

第 14 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。